

(第310回監査懇話会監査セミナー)

近時の株主総会の運営の特徴と 今後のあり方

～会社法制部会での改正会社法の
審議も踏まえて～

平成30年7月10日

獨協大学法学部教授

高橋 均

【略 歴】

一橋大学大学院博士後期課程修了。修士（法学）、博士（経営法）。
新日本製鐵株式会社（現、新日鐵住金株式会社）において、法務・子会社管理等のコーポレート部門を中心に業務。監査役事務局部長・社団法人日本監査役協会常務理事・獨協大学法科大学院教授を経て、獨協大学法学部教授兼法科大学院研修生支援講座主任教授（現任）。
国立大学法人埼玉大学大学院博士後期課程客員教授兼任（会社法特論担当）。
曙ブレーキ工業株式会社社外監査役、埼玉弁護士会綱紀委員会委員。
一般社団法人監査懇話会特別顧問。
一般社団法人G B L（グローバルビジネスロー）研究所理事。
専門は、商法・会社法、金融商品取引法、企業法務。
企業法学会（理事）・国際取引法学会（理事）・日本私法学会・日米法学会・日本内部統制研究学会・日本監査研究学会・東京大学商法研究会所属。
長年の実務経験と会社法専門家としての法理論の双方からのアプローチを実践している。

【主 著】

『株主代表訴訟の理論と制度改正の課題』同文館出版（2008 年）
『最新・金融商品取引法ガイドブック』新日本法規出版（共編著、2009 年）
『会社役員の法的責任とコーポレート・ガバナンス』
同文館出版（共編著、2010 年）
『企業責任と法～企業の社会的責任と法の役割・在り方～』
文眞堂（分担執筆、2015 年）
『新版・会社法実務スケジュール』新日本法規出版（共編著、2016 年）
『世界の法律情報～グローバル・リーガル・リサーチ～』
文眞堂（共編著、2016 年）
『実務の視点から考える会社法』中央経済社（2017 年）
『グループ会社リスク管理の法務（第3版）』中央経済社（2018 年）
『監査役監査の実務と対応（第6版）』同文館出版（2018 年）

その他多数

目 次

I．株主総会に関して押さえるべきこと・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
1．株主総会と法	
2．株主総会の近時の傾向	
II．株主総会当日関連実務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 頁
1．株主総会における取締役・監査役の説明義務	
2．想定質問への対応	
3．想定問答の準備	
III．株主総会後の具体的実務対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 頁
1．総会終了後の取締役会・監査役会	
2．株主総会議事録の作成	
3．議決権行使書・委任状等の法的備置書類の確認	
4．登記事項の修正・提出	
5．財務に係る諸手続が行われているかの確認	
IV．株主総会関連訴訟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17 頁
1．株主総会決議後の株主からの訴えの提起	
2．株主総会決議取消訴訟の具体的事例（東京地判平成20・6・11）	
V．現在審議が行われている会社法改正と株主総会・・・・・・・・	20 頁
1．改正会社法の背景	
2．具体的な動き	
3．株主総会関連の審議事項（中間試案から）	

I. 株主総会に関して押さえるべきこと

1. 株主総会と法

(1) 法的位置付け

- ・株主によって構成された会社の最高意思決定機関

(2) 株主総会の法的権限

①非取締役会設置会社

- ・会社の一切の事項について決議可能（会社法 295 条 1 項）

②取締役会設置会社

- ・会社法が規定する事項の他、会社が定款において定めた事項を決議（同 2 項）

【取締役会設置会社における主な株主総会決議事項】

- i) 取締役、監査役の選任・解任
- ii) 定款変更
- iii) 合併、事業譲渡等の会社の基礎的変更
- iv) 株主の重要な利益に関わる事項（剰余金の配当等）
- v) 役員の報酬

(3) 定時株主総会の開催日

① 6 月下旬に集中日となる理由（3 月決算会社の場合）

- ・株主権の権利の行使との関係
→株主の権利は、基準日から 3 ヶ月以内に限って行使可能（会社法 124 条 2 項）

→ 3 月末に基準日とする関係で、6 月末までに総会を開催する必要

②総会開催集中日と会社法の立法趣旨

i) 規定

- ・集中日に開催するときは、その日時に決定した理由を明らかにする
(公開会社の場合、会社法 298 条 1 項 1 号、会社法施行規則 63 条 1 号 ρ)

ii) 立法趣旨



- ・株主の利便性を考え、極力、総会開催日の分散化を意図
→意図的な集中日開催は、決議の方法が著しく不公正として、総会決議取消訴訟の対象にもなり得る。

③株主総会に関して確認しておくべき実務

- i) 株主総会日に至るまでの法的日程の正確な把握（監査対象）
- ii) 株主総会当日の想定問答対応
- iii) 株主総会後の行うべき事項

2. 株主総会の近時の傾向

（１）総会開催日の分散化（出典：資料版商事法務 400 号 222 頁）

- ・過去最高は、平成 8 年 6 月集中日の 94.2 %
- ・平成 29 年 6 月集中日（6 月 29 日）は、24.2 %

（２）総会時間の長時間化（出典：旬刊商事法務 2151 号 18 ～ 19 頁）

（H17年→H29年）

平均時間：48 分→58 分

2 時間以上：92 社（3.6 %）→103 社（4.1 %）

（３）株主提案の増加（出典：旬刊商事法務 2151 号 16 ～ 18 頁）

21 社→52 社

※株主の具体的な提案内容は、定款変更議案が柱であり、いわゆる恒常化している運動型（反原発運動等）以外に、役員報酬の個別開示や情報開示に関する提案が増加しているのが特徴

（４）総会質問増加（出典：旬刊商事法務 2151 号 124 頁）

1,075 社（55.4 %）→1,355 社（78.3 %）

（５）近時の株主からの質問の特徴

①総会屋から一般株主からの質問の増加

→特に、OB 株主からの質問が多い傾向にあり、かつ会社の内情を知っているだけに、回答にも特別の留意が必要
→「平均的な株主が合理的な理解をする程度で足りる」という原則を改めて認識

②株主還元に対する意識の高まり

- ・配当性向や自己株式処分等の株主還元に対して、一般株主の意識が高まっており、質問も多くなっている傾向

③リスク管理体制への確認

- ・大きな不祥事がマスコミで散見されている中で、一般株主の関心が高い項目の一つ

④社外役員への質問

- ・社外役員の役割が再認識されている中で、社外役員を指名して回答を求める質問が散見されている。

【参考】

総会運営の流れの具体的事例（大手製造会社）

- ・ 冒頭挨拶（総会議長）
 - ・ 株主数、議決権数公表（議案に対して適法の決議の確認）
 - ・ 監査役の口頭報告
 - ・ 事業報告（映像ナレーションによる） 7 分
 - ・ 社長プレゼンテーション（経営課題等） 22 分
 - ・ 議案説明 4 分
 - ・ 書面質問一括回答 35 分
 - ・ 議場質問回答 61 分
 - ・ 議案裁決、新任役員紹介 3 分
- } 6 分
- （合計 134 分）

Ⅱ. 株主総会当日関連実務

1. 株主総会における取締役・監査役の説明義務

(1) 基本的考え方

- ・株主総会場で質問があったときには、説明する義務有り（会社法 314 条）
- ・説明義務を果たさないと、説明義務違反として、株主総会決議取消訴訟の原因（会社法 831 条 1 項 1 号）となる
- ・また、説明義務違反は、100 万円以下の過料の制裁の対象となりうる（会社法 976 条 9 号）。
- ・他方、株主総会議長は、円滑な総会運営のために、議事整理権や株主を退場させる権利がある（会社法 315 条）。

(2) 説明義務の範囲

- ・総会の議題・議案の内容関連、参考書類関連
- ・上記以外は説明義務無し⇒任意の回答

(3) 説明を拒否できる場合（会社法 314 条、会社法施行規則71条）

- i) 総会の目的事項（議題）とは無関係な場合
- ii) 株主共同の利益を著しく害する場合
- iii) 質問に対して、時間的な理由等で調査が必要な場合
- iv) 会社その他の者の権利を侵害することとなる場合
- v) 実質的に、同一事項についての反復的な質問の場合
- vi) 説明しないことに対して正当な事由があると考えられる場合（裁判中の案件等）

2. 想定質問への対応

(1) 予め決めておくべきこと

①回答者

- i) 一般的な質問（特に指名がない場合）
 - ・株主総会議長からの指名役員

ii) 個別に指名があった場合

- ・当該役員が回答することが原則であるが、指名された役員以外の役員（株主総会議長から指名）が回答して問題無し

→監査役の場合は、「監査役全員の意見が一致しているので」と冒頭で一言、付け加えると良い。

②説明内容と留意事項

i) 監査役固有の質問（不祥事に対する実態等）

- ・業務監査の実施状況や監査役（会）での議論を踏まえて回答

分類例：

- ・事件や事故に関連する事項
- ・内部統制システムの整備状況の評価など会社の体制に関する事項
- ・個別事項

ii) 留意事項

- ・事件や事故について、報告がなされた案件以外にないか再度確認すること

→マスコミで報道された以外の事件・事故で監査役が認識していないものがあるか特に注意

（２）事前の書面質問の法的位置づけ

①基本的考え方

- ・総会で株主としての質問権を有するのは、総会に出席している株主のみ

【参考】会社法の条文

「取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない」（会社法 314 条）

②回答義務

- ・株主が事前に会社に対して質問状を送付しても、株主が総会に出席し、かつ実際に質問をしてはじめて、取締役等は説明する義務が有り

⇒事前の質問状は、正式な質問ではなく、質問の予告の書簡ともいうべきもの

- ・ もっとも、会場から質問を受け付ける前に、自主的に要点を回答している会社も存在する（質問状の質問の内容・数にもよる）。

3. 想定問答の準備

（１）想定問答の項目や内容

① 想定問答の項目例

i) 監査活動関連

- ・ 監査方法、監査体制等
- ・ 監査役の役割分担
- ・ 社外監査役の活動
- ・ 監査役への報告体制 等

ii) 監査報告関連

- ・ 取締役の職務執行の監査結果の根拠
- ・ 内部統制システムの基本方針の相当性
- ・ 事件や事故に対する監査結果
- ・ 買収防衛策の基本方針の相当性
- ・ 会計監査人の監査の相当性 等

iii) 株主総会議案関係

- ・ 剰余金配当の相当性
- ・ 役員報酬の相当性 等

iv) 監査体制

- ・ 常勤体制
- ・ 財務に知見のある監査役の就任
- ・ 監査役スタッフ体制
- ・ 補欠監査役の選任 等

② 想定問答の回答作成上の留意点

- ・ 客観的事実については、必ず押さえる。
- ・ 監査の基本方針・監査体制等については、丁寧に回答することが原則

（２）近時の留意すべき想定質問

① 社外取締役選任関係

- ・ 当社の社外取締役の具体的な活動について教えて欲しい。

- ・ 社外取締役と社外監査役の役割はどのように分担しているのか。

②監査等委員会設置会社

- ・ 監査等委員会設置会社に移行しない理由は何か（移行しない場合）。
- ・ 監査等委員会設置会社に移行したメリットは何か（移行した場合）

③会計監査人の選任決定や報酬同意理由

- ・ 株主総会参考書類に記載があるが、もう少し詳しく説明して欲しい。

④内部統制システムの見直し

- ・ 企業集団の内部統制を含め、内部統制システムの見直しの有無や見直した内容への評価を聞きたい。

Ⅲ. 株主総会後の具体的実務対応

1. 総会終了後の取締役会・監査役会

(1) 取締役会

- ・ 代表取締役の選定は必須
- ・ 取締役会議長の選定（任意。選出している会社が多い）
- ・ 特定取締役の選定（任意）

(2) 監査役会

- ・ 常勤監査役の選定（監査役会設置会社の場合）
- ・ 監査役会議長の選定（任意。選出している会社が多い）
- ・ 特定監査役の選定（任意）

2. 株主総会議事録の作成

(1) 時期

- ・ 株主総会終了後、変更登記を行う前（総会開催日より2週間以内）

(2) 記載確認内容（会社法318条1項、会社法施行規則72条）

- ・ 総会開催時期・場所
- ・ 出席した取締役、監査役又は会計監査人等の氏名、名称
- ・ 総会議長の氏名
- ・ 議事の経過の要領及びその結果（株主からの質問や動議、役員の説明が記載されているかの確認を含めて）
- ・ 監査役の法定の事項（提出議案に法令違反等があるとき等）に係る株主総会への報告
- ・ 総会議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

【参考】取締役会議事録・監査役会議事録と株主総会議事録との違い

① 閲覧・謄写請求者の違い

- i) 株主総会議事録：株主、債権者（会社法318条4項）
- ii) 取締役会・監査役会議事録：株主のみ

（会社法371条3項、394条1項）

②閲覧・謄写に際しての裁判所の許可の有無

i) 株主総会議事録：営業時間内にいつでも閲覧・謄写請求が可能

ii) 取締役会・監査役会議事録：裁判所の許可が必要

※監査役設置会社、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社ではない会社の株主は、裁判所の許可は不要

③署名・記名押印の扱い

i) 株主総会議事録：出席した取締役・監査役の署名又は記名押印の義務は無し

ii) 取締役会議事録：出席した取締役・監査役の署名又は記名押印が必要

iii) 監査役会議事録：出席した監査役の署名又は記名押印が必要

④親会社株主による子会社の議事録の閲覧・謄写

・株主総会議事録も取締役会・監査役会議事録も可能

・但し、いずれも裁判所の許可は必要

(3) 株主総会議事録作成の基本的考え方

①株主総会の運営（株主総会の運営の適正性）

・決議事項と報告事項の明確化（取締役会議事録等と同様）

・普通決議事項・特別決議事項・特殊決議事項の区別（会社法309条）

※普通決議＝議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席し、出席した株主の議決権の過半数

※特別決議＝前段は普通決議と同（定款で3分の1以上とすること可）、後段が出席した株主の議決権の3分の2以上

※特殊決議＝議決権を行使することができる株主の半数以上で、株主の議決権の3分の2以上（4分の3以上必要なものもあり）

【主な特別決議事項（309条2項）】

i) 株式併合

ii) 新株発行における募集事項

iii) 役員の一部免除

iv) 定款変更

v) 組織再編（合併・分割等）

【特殊決議事項（309条3項）】

- i) 譲渡制限株式会社とする定款変更
- ii) 合併等により、公開会社の株主に非公開会社の株式を交付する場合

②株主総会決議取消訴訟対応

- ・総会の議事の経過の要領と結果については、後々に株主総会決議取消訴訟が提起されないように、明瞭に記載することが重要
- ・議長の議事整理権に従わず、議事運営を妨害する株主の発言については、他の株主の議決権行使にとって重要でない場合には、記載を省略して構わない。
- ・もっとも、議長が議事運営を妨害する株主を退場させた場合には、議長の議事整理権（会社法315条）が適切に行使されたことを証明するためにも、議事録にその旨と理由を明記しておくことが望ましい。

③その他

- ・登記すべき事項について、株主総会の決議を要するときは、登記申請書に株主総会議事録を添付する必要がある。

例：取締役選任

【株主総会議事録例】・・・次頁参照

【株主総会議事録例】

第〇〇回定時株主総会議事録

第〇〇回定時株主総会を以下の通り開催した。

1. 日時 : 平成××年××月××日、××時～××時
2. 場所 : 東京都千代田区〇〇〇ホテル〇〇の間
3. 出席者
 - (1) 取締役 : A、B、C、D、E
 - (2) 監査役 : F、G、H
4. 議長 : A
5. 出席株主及び議決権の状況

- (1) 株主総数 : 〇〇〇〇〇名
- (2) 発行済株式総数 : ××××××××株
- (3) 議決権行使可能株主数 : 〇〇〇〇〇名
- (4) 議決権を行使可能株主の議決権総数 : ××××××××株
- (5) 出席株主数 : 〇〇〇〇名
- (6) 電子投票による議決権行使株主総数 : 〇〇〇〇名
- (7) 出席株主の議決権数 : ××××××個
- (8) 電子投票により行使された議決権数 : ××××個

6. 議事の経過の要領及びその結果

午前10時に、代表取締役社長Aが議長席に着いた際、Aが定款第□□条の定めにより、本総会の議長を務める旨を述べた後、開会を宣言した。

議長から、冒頭、株主の出席状況及び本総会の決議に必要な定足数を充足している旨を報告した後、株主の全ての発言は、報告事項及び決議事項の説明の後に受けたい旨を述べた。

議長から、監査役に対して監査報告を求めたところ、監査役を代表して常任監査役Fから、当社第〇〇期事業年度に係る監査の結果について、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果、監査役会としての監査結果は招集通知〇〇頁の監査報告書の記載の通りであること、会計監査人による計算書類及び連結計算書類の監査の結果は、招集通知に添付されている会計監査人の

監査報告書に記載の通りであり、その監査の方法及び結果は相当であると認めること、本総会に提出されている各議案及び書類についても、いずれも法令及び定款に適合しており、特に指摘すべき事項はないことが報告された。

続いて、議長から、第〇〇期事業年度の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容については、招集通知の記載のとおりであり、その監査の結果は、常勤監査役Fの報告の通りである旨の発言を行った。

その後、ナレーション付のスライドにより連結業績の概要が報告された後、議長より連結業績についての補足説明と当社グループの今後の課題と諸施策について説明があった。

引き続き、議長より、以下のとおり、第1号議案から第4号議案までの各決議事項の内容について説明を行った。

第1号議案 剰余金の処分の件

.....

第2号議案 定款変更の件

.....

第3号議案 取締役5名選任の件

.....

第4号議案 役員報酬の件

.....

第4号議案説明の後、議長から、報告事項及び決議事項に関する質問・意見・動議を含めて、株主からの全ての発言を一括して受けた後、各決議事項に

ついて採決を行いたい旨を述べたが、特段、反対株主は存在しなかった。そこで、引き続き、議長から出席している株主から発言を受ける旨を述べたところ、以下の質疑応答があった。

株主甲氏からは、剰余金の処分案について、その水準及び中長期的な方針について質問があり、担当のB取締役より・・・・・・・・・・旨、回答した。

株主乙氏からは、・・・・・・・・・・についての質問があり、議長から・・・・・・・・・・旨、回答した。更に、乙氏からは、・・についての確認があったため、担当のC取締役より・・・・・・・・と回答した。

株主丙氏からは、・・・・・・・・・・についてH監査役について回答するように求めたが、F監査役から、監査役全員の意見が一致していることから、F監査役が代表して回答する旨を述べたうえで、・・・・・・・・と回答した。

議長から、質疑が一通り終了したことを確認した後、1号議案から4号議案まで個別に採決を行ったところ、いずれも賛成多数で決議・承認された。

以上をもって、本総会の議事を全て終了したことから、議長は、午前〇〇時〇〇分をもって閉会を宣言した。

平成〇〇年〇月〇日

本議事録の作成に係る職務を行った取締役

代表取締役社長 A ⑥

添付資料

「第〇〇期定時株主総会招集ご通知」（事業報告書、計算書類、連結計算書類、会計監査人及び監査役会監査報告書、株主総会参考書類を含む）

3. 議決権行使書・委任状等の法的備置書類の確認

- ・議決権行使書等は、総会の日から3ヶ月間は会社の本店に備え置かなければならない（会社法311条3項）ことから、この点を確認

4. 登記事項の修正・提出

（1）内容

- ・変更登記内容の確認
- ・変更が生じた日から2週間以内

（2）確認事項

- ・定款変更
- ・役員の変更
- ・代表取締役の選定

5. 財務に係る諸手続が行われているかの確認

（1）決算公告（会社法440条）

- ・株主総会終了後、遅滞なく貸借対照表（大会社は、損益計算書を含む）の公告が行われているか（有価証券報告書提出会社は除く）
- ・会計監査人設置会社は、計算書類に不適正意見がある場合その旨も公告

（2）有価証券報告書・確認書・内部統制報告書

- ・総会終了後遅滞なく提出されているか（事業年度経過後3ヶ月以内）
- ・提出書類が、金商法に定められた様式や内容となっているか確認

IV. 株主総会関連訴訟

1. 株主総会決議後の株主からの訴えの提起

(1) 株主総会決議取消訴訟（会社法 831 条）

①内容

- ・株主は、総会決議の日から3ヶ月以内に、訴えをもって当該決議の取消を請求することができること

②要件

- i) 株主総会等の招集手続又は決議の方法が法令・定款に違反し、又は著しく不公正なとき
- ii) 株主総会の決議の内容が定款に違反するとき
- iii) 株主総会の決議について、特別の利害関係を有する者が議決権を行使することによって、著しく不当な決議がなされたとき

(2) 株主総会不存在確認の訴え（会社法 830 条 1 項）

①内容

- ・株主総会の決議が存在しないことの確認の訴え（提訴期間の制限無し）

②要件

- ・株主総会が外観として存在し得ないこと（著しく重大な手続瑕疵も場合も含む）

(3) 株主総会無効確認の訴え（会社法 830 条 2 項）

①内容

- ・株主総会の決議が無効であることの確認の訴え（提訴期間の制限無し）

②要件

- ・株主総会の決議の内容が法令に違反すること

★例えば、監査役が株主総会において、株主からの質問に適切に回答しないとすると、法令違反（会社法 314 条の説明義務違反）となり、株主総会決議取消の訴えの事由となる（要件の「決議の方法が法令・定款に違反」に該当）ので注意が必要

2. 株主総会決議取消訴訟の具体的事例（東京地判平成20・6・11）

○争点

- ①修正動議の否決方法の瑕疵の有無
- ②取締役・監査役の説明義務違反の有無
- ③株主総会参考書類の引用文書の重大な不実記載の有無
- ④審議が不十分のまま議長が質疑討論を打ち切り採決したことの是非
- ⑤議案採決に際して、議長の不信任動議を無視して行ったことの是非

※以下、重要な②と④の争点について検討

○原告株主の主張

- ①本議案に関して原告が質問し説明を求めた特定事項を、取締役等が説明しなかったことは説明義務違反
- ②議長の一方的独断により質疑討論を打ち切った決議方法は著しく不公正

○被告（会社）の主張

- ①株主が合理的な理解及び判断をするために客観的に必要と認められる事項につき、平均的な株主が合理的な理解及び判断を行い得る程度の説明を行っていること
- ②議事運営の方法が著しく不公正であるとして決議取消事由となり得るためには、少なくとも取締役・監査役が説明義務を負う事項について、議長が取締役・監査役の説明義務を免れさせるために、一方的な議事進行を行って株主の質問の機会を全く奪ったような場合であることが必要であるが、そのような事実はないこと

○裁判所の判断

- ①取締役らの説明義務違反について
 - i) 取締役等に株主総会の目的事項である事項に説明義務を負わせた（会社法314条1項）趣旨は、株主総会における報告事項及び決議事項について、株主に議決権行使の前提としての合理的な理解及び判断を行うため、必要な説明を受け得ることを保障することである。
 - ii) 一方で、説明義務の範囲と程度には、自ずから限度があるから、平均的な株主が会議の目的たる事項の合理的な理解及び判断をするために客観的に必要と認められる事項に限定されると解すべきである。

- iii) 一括説明についても、株主が会議の目的事項を合理的に判断するのに客観的に必要な範囲の説明をすれば足りることから、一括説明による説明自体が説明義務違反に当たるものとは認められない¹。
- iv) 一括説明の内容は、原告株主が予め説明を求めた内容の全部について、逐一漏らさず説明されているとは認められないものの、平均的な株主が会議の目的たる事項である各議案について、合理的な理解および判断をするために客観的に必要と認められる事項については、説明されているものと認められるから、説明義務違反があるとは認められない。

②質疑の打切り採用について

- i) 被告は、一括説明として事前の質問事項に大部分の時間（45分）をかけ、かつ88分にわたって各株主との質疑応答を行い、かつ原告も発言した3問の質問を行い、被告の取締役からこれに対する説明を受けている。このような議事進行状況を併せ考慮すれば、本件総会において、著しく不公正な議事運営に当たるものとは認められない。
- ii) なお、総会会場で議長が一人3問に質問数を制限したことに対しては、2500名を超える多数の株主が出席していた被告の株主総会において、多くの出席株主に発言の機会を与えるとともに、合理的な時間内で総会の議事を進行させるために、議長の議事整理権の行使として、当然認められる範囲内のものである。

¹ 最判昭和 61 ・ 9 ・ 25 金法1140号 23 頁。

V. 現在審議が行われている会社法改正と株主総会

1. 改正会社法の背景

- ・平成26年改正会社法の国会の附帯決議において、社外取締役の選任義務化の要否について、施行後2年経過後に再検討すべきとされた（附則25条）。
- ・そこで、社外取締役の選任義務化の論点に関わらず、改正すべきとの主張があった論点についても、審議することとなった。

2. 具体的な動き

- ・平成29年2月に法務大臣より、下記の諮問
⇒「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」
- ・平成29年4月、法制審議会会社法制部会（企業統治等関係）で審議開始
- ・平成30年2月に中間試案を公表しパブリックコメントに付した。

3. 株主総会関連の審議事項（中間試案から）

（1）株主総会資料の電子提供制度の新設

①内容

- ・株主総会の電子化とは、i) 株主総会資料の電子化 ii) 議決権行使の電子化、iii) 株主総会開催の電子化を含むが、今回の中間試案は、i) に関してである。

※ii) は、既に会社法298条1項4号に規定。

- ・具体的には、計算書類・事業報告・監査報告等の参考書類として株主総会招集通知に際して提供しなければならない資料を、自社のHP等で掲載し、かつそのアドレスを書面で通知した場合には、株主の個別の同意無しで株主総会資料を適法に提供したものとする制度を新設

②現行会社法の規定

- ・株主総会資料の提供は、原則として書面により提供する必要があるが例外的に電磁的方法により提供するためには、株主の個別の同意が必要（会社法 299 条 3 項・301 条 2 項）

③目的

- ・株主総会招集手続の合理化（印刷や郵送費用の削減）
- ・株主とのコミュニケーションの促進（情報量の増加、早期の提供）

④中間試案での提案

i) 定款の定め（中間試案 第 1 部 第 1－1）

- ・電子提供制度を利用する場合には、定款の定めが必要
※現行法でも、電子公告を選択するためには、定款の定めが必要のために、それと平仄を合わせたもの

ii) 電子提供措置期間（中間試案 第 1 部 第 1－2）

- ・電子提供措置開始日から株主総会開始日以後 3 ヶ月を経過する日までの間
※3 ヶ月の期間は、株主総会決議取消訴訟（前述）の出訴期間との整合性をとったもの
- ・電子提供措置期間の開始日については、下記の 2 案を提示

【A 案】株主総会日の 4 週間前の日又は株主総会招集通知の発送日のいずれか早い日

【B 案】株主総会日の 3 週間前の日又は株主総会招集通知の発送日のいずれか早い日

※いずれも案も、印刷や郵送の手間が省略できることから、現行法の株主総会の日 2 週間前（公開会社の場合）より早めることができると考えていることが背景

iii) 株主総会招集通知（中間試案 第 1 部 第 1－3）

- ・株主総会招集通知は、株主総会資料が電子提供されたものと認識し、ウェブサイトアクセスすることを促すためのものと位置付けること
- ・株主総会の招集通知の発送期限については、下記の 3 案を提示

【A案】株主総会日の4週間前まで

【B案】株主総会日の3週間前まで

【C案】株主総会日の2週間前まで

iv) 書面交付請求（中間試案 第1部 第1－4）

- ・電子提供制度を利用することが困難な株主等、書面の交付を希望する株主がウェブサイトに掲載された資料を書面により交付することを請求できるものとする。
- ・会社は、基準日までに書面交付を請求した株主のみに交付すればよいこと、また振替株式の株主の場合は、振替機関を経由して請求することとする。

v) EDINETの利用の検討

- ・EDINETによって、金商法に基づいて電子提供措置事項を含む有価証券報告書を株主総会前に開示する場合には、当該開示をもって電子提供制度を採用したものとみなすすることについては、検討課題

（２）株主提案権の濫用的な行使の制限

①内容

- ・株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を整備

②現行会社法の規定

- ・特段の規定は無し

③目的

- ・近年、一人の株主により膨大な数の議案が提案されたり、会社を困惑させる目的で議案が提案されるなど、株主提案権が濫用的に行使されることがあり、株主総会の円滑な運営に支障を来したり、招集通知の印刷等に要するコストが増加する弊害の除去

④中間試案での提案

i) 提案数の制限（中間試案 第1部 第2－1）

- ・株主が同一の株主総会において提案することができる議案の数を制限し、株主による不適切な内容の提案を制限する規定を新たに設ける。

- ・株主が提案することができる議案の数の上限については、下記の2案を提示

【A1案】5 【A2案】5（但し、役員を選解任議案は制限無し）

【B1案】10 【B2案】10（但し、役員を選解任議案は制限無し）

- ・なお、定款変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文規定を設けることについては、検討課題

ii) 株主提案の内容の制限（中間試案 第1部 第2－2）

- ・株主提案の内容が不適切な場合には、株主提案権を行使できないものとする規定を設けること
- ・具体的に会社が拒絶できる場合とは、下記
 - ア) 株主が専ら人の名誉を侵害し、もしくは人を侮辱する目的で株主提案を行った場合
 - イ) 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行った場合
 - ウ) 株主が専ら当該株主もしくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行った場合

最後まで御清聴 有難うございました。

【参考文献】

高橋 均『実務の視点から考える会社法』中央経済社（2017 年）

高橋 均『監査役監査の実務と対応（第6版）』同文館出版（2018 年）